

# 国外から山形県公立高等学校を志願する皆さんへ

山形県教育委員会

## I 「進路等相談」について

本県の入学者選抜には「進路等相談」という制度があります。この制度の趣旨は、国外から本県公立高等学校を志願する受検者及び保護者が志願先高等学校の情報（学校の特色、概況等）を得るとともに、志願先高等学校に対して、伝えておきたいこと、配慮を望むこと、自己の学習歴や国外での生活経験から生ずることなどを相談できるというものです。また、この「進路等相談」を踏まえて、志願先の高等学校長が認めれば、「自己申告書」（＝選抜の資料になります）の提出も可能となります。

## II 一般入学者選抜の志願資格について

(1) 日本人学校在籍者及び日本人学校卒業者  
志願資格があります。

(2) (1)以外の場合

学校教育法施行規則第95条に照らして、志願資格の有無を判定することになりますので、志願先高等学校又は県教育委員会にお問い合わせください。

(1)及び(2)のいずれの場合も、保護者（親権を行う者又は後見人）が、入学日までに山形県に転住又は居住していることが必要です。

## III 志願許可手続きについて（別添「志願手続き参考図」を参照してください。）

(1) 日本人学校在籍者及び日本人学校卒業者

- ① 学区外高等学校志願許可願（様式第5号A）
- ② 帰国先の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等
- ③ 誓約書（様式第5号C）

※ いずれも県教育委員会に提出します。

(2) (1)以外の場合

① 志願資格の有無を判定するための書類を、志願先高等学校へ提出します。

ア 共通して提出するもの

a 履歴書

b 証明書（外国において、学校教育における9年の課程を修了したことを証するもの。）

イ 必要に応じて提出するものの例

- a 戸籍謄本の写し
- b 外国人登録証や外国人在留証明書の写し
- c 旅券の写し
- d 親等図 など

② 以下の書類を県教育委員会に提出します。

- ア 学区外高等学校志願許可願（様式第5号A）・・・1部
- イ 転住先の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等・・・1部
- ウ 誓約書（様式第5号C）・・・1部

(1) 及び (2) の②を県教育委員会に提出する場合は、在籍中学校長を経由して、山形県教育局高校教育課長あてに提出してください（送付先は「問合せ先」を参照、(1)は、令和6年1月末日目途、(2)は、令和5年12月末日途）。なお、返信用の封筒（角型2号＝A4判の用紙が入る封筒）を同封し、返送先が国内の場合は120円切手を貼付してください。（返送先が国外の場合は、返送に十分な切手を貼付してください）

#### IV 志願先高等学校の募集要項（一般入学願書）の請求について

志願先高等学校に、直接請求してください。

なお、募集要項（一般入学願書）の配布は、令和5年12月7日（木）からです。

#### V 志願先高等学校への出願に必要な書類について

- (1) 学区外高等学校志願許可書（県教育委員会から返送されます。）
- (2) 一般入学願書
- (3) 調査書（日本人学校の在籍者及び卒業者の場合）又は成績証明書等
- (4) 自己申告書等（必要に応じて）

#### VI 留意事項

- (1) 出願期間及び学力検査日等については、山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び志願先高等学校の募集要項を参照してください。
- (2) 手続きには時間がかかるので、入学者選抜の日程を見て、早目に対応してください。
- (3) 公立高等学校の志願は、他の都道府県も含めて1校のみとなります。

#### 【 問い合わせ先 】

山形県教育局高校教育課

担 当 入学者選抜 学区外志願担当

住 所 〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1

電 話 023-630-3165 F A X 023-630-2774

E-mail ykoko@pref.yamagata.jp

# 国外からの受検者

帰国子女(海外勤務経験者帰国児童生徒)

外国人子女・中国等帰国孤児子女

日本人学校

海外のそれぞれの国の現地校又は国際学校

本人、保護者、日本人学校教員等が県教委、高等学校、その他の機関に問い合わせ

「山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」、「学区外高等学校志願許可願」(様式第5号A)等各種様式、Q&A等の入手(山形県のホームページよりダウンロード)

## 志願先高等学校に「進路等相談」

<以下の書類を志願先高等学校に提出>

- 共通して提出するもの
  - ・履歴書
  - ・証明書(学校教育における9年の課程の修了)
- 必要に応じて提出するもの
  - ・戸籍謄本の写し
  - ・親等図
  - ・旅券の写し 等

志願先高等学校

県教育委員会

出願の可否を相談者に通知

可

否

## <県教育委員会への手続>

- 入学者選抜実施要項の様式第5号Aを1部提出
- 帰国先住所の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等の提出
- 入学者選抜実施要項の様式第5号Cを1部提出

※既に県内に在住している場合は、住民票や外国人在留証明書等の提出

## 志願先高等学校に出願

- 共通に必要な書類
  - ・学区外高等学校志願許可書(様式第5号B)
  - ・入学願書
  - ・調査書(本県様式第2号)
- 個別に必要な書類
  - ・自己申告書

- 共通に必要な書類
  - ・学区外高等学校志願許可書(様式第5号B)
  - ・入学願書
  - ・(成績証明書等)
- 個別に必要な書類

# 一般入学者選抜の受検